

要項第24号

社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会地域貢献活動応援制度運営要項

（目的）

第1条 この要項は、社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の職員が勤務時間以外において地域活動団体、市民活動団体等の活動（以下「地域貢献活動」という。）に参加し、職務を通じて得た知識や経験等を活かして、地域の課題解決に向けて積極的に取り組んでいけるよう、報酬等を得て地域貢献活動に従事することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（内容）

第2条 本制度の対象とする活動は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- （1）公益性が高く、継続的に行う活動であって、報酬等を伴うもの。
- （2）社会的課題の解決を目的とし、市内外を問わず、地域の発展や活性化に寄与する活動であること。

（対象）

第3条 対象とする職員は、次のすべてに該当する者とする。

- （1）正職員であること。
- （2）活動開始予定日において、原則として在職1年以上であること。
- （3）採用又は任用の段階ですでに地域貢献活動に従事している場合、または、在職1年未満の期間で地域貢献活動に従事する必要があると認められる場合は、速やかに許可申請を提出すること。

（許可申請）

第4条 原則として、活動開始予定日の1ヶ月前までに所属長の決裁を得て、事務局長に以下の書類を提出する。許可に当たっては、提出書類を基に要件審査及び内容審査を行う。

なお、所属長の決裁の段階で、当該職員の勤務状況（時間外勤務の時間数等を含む）から、決裁にあたり疑義がある場合は、職員本人及び事務局長と協議を行う。

ア 様式1 地域貢献活動応援制度許可申請書（兼変更許可・許可取下申請書）

イ その他、任命権者が必要と認める書類

（要件審査）

第5条 要件審査の項目は下記のとおりとする。

- （1）勤務成績が良好であるもの。

- （2）勤務時間外，週休日及び休日における活動であり，本来の職務の遂行に支障がなく，かつ，その発生のおそれがないこと。
- （3）信用失墜行為の発生のおそれがないこと。
- （4）活動先の団体等と社会福祉協議会との間に特別な利害関係が生じるおそれがなく，かつ，特定の利益に偏することなく，職務の公正の確保を損なうおそれがないこと。
- （5）報酬等（給料，手当等の名称の如何を問わず，労務，労働の対価として支給または給付されるもの及び講演料や原稿料等の謝礼金）が，地域貢献活動として許容できる範囲であること。
- （6）地域の発展・活性化に寄与する活動であること。
- （7）営利を主目的とした活動，宗教的活動，政治的活動，法令に反する活動でないこと。

（内容審査）

第6条

- （1）以下の基準をすべて満たしていること。
 - ①社会性 解決が求められる社会的課題に取り組む活動
 - ②公益性 不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する活動のうち，より社会的な需要が高いと認められる活動
 - ③計画性 単発の活動ではなく，継続した活動が見込まれるもの
- （2）以下の分類のいずれかに該当すること。
 - ①人権啓発の推進に関する事業，活動
 - ②防犯，防災，交通安全その他住民の安全に関する事業，活動
 - ③環境美化に関する事業，活動
 - ④健康づくり，体育活動に関する事業，活動
 - ⑤青少年の健全育成に関する事業，活動
 - ⑥福祉に関する事業，活動
 - ⑦教育，文化，芸術の推進に関する事業，活動
 - ⑧生涯学習の推進に関する事業，活動
 - ⑨産業，観光振興に関する事業，活動
 - ⑩住民のふれあいの場の創出に関する事業，活動

（許可の決定）

第7条 任命権者は，要件審査において審査基準を満たさないと判断した場合は，理由を付して許可しない旨の通知をするものとする。

2 任命権者は，要件審査において審査基準を満たすと判断した場合は，内容審査を行うものとする。

3 任命権者は，内容審査において審査基準を満たさないと判断した場合は，

理由を付して許可しない旨の通知をするものとする。

4 任命権者は、内容審査において審査基準を満たすと判断した場合は、許可通知書を通知するものとする。

（実績報告）

第8条 許可を受けた者は、毎年度2月末日までに所属長の決裁を得て、事務局長に以下の書類を提出し、実績報告を行うものとする。

ア 様式2 活動実績報告書

イ その他、任命権者が必要と認める書類

2 任命権者は、実績報告を受け、許可の基準を満たさないと判断した場合は、翌い理由を付して通知するものとする。

（活動内容の変更）

第9条 許可を受けた活動内容等に大幅な変更等が生じた場合は、速やかに所属長及び事務局長に地域貢献活動応援制度許可申請書（兼変更許可・許可取下申請書）を提出するものとする。

2 許可を受けた活動を辞める場合は、速やかに所属長及び事務局長に営利目的活動等就業許可申請書（兼変更許可・許可取下申請書）を提出するものとする。

（許可の取り消し）

第10条 任命権者は、次の事由に該当した場合は、直ちに許可の取り消しを行う。

- （1）勤務成績が良好である者に該当しなくなった場合
- （2）職務の遂行に支障をきたした場合
- （3）職務の公正性を失った場合
- （4）法令に違反した場合
- （5）信用失墜行為を行った場合
- （6）その他、任命権者が許可の取り消しが必要と判断した場合

（法令等の遵守）

第11条 活動に当たり、許可の範囲内であるか疑義がある場合は、適宜事務局長に確認すること。

2 活動に当たっては法令等を遵守すること。

3 許可を超えて活動を行った場合及び法令に違反した場合等においては許可の取り消しを行うとともに、懲戒処分の基準に則り取扱うものとするを十分に留意すること。

（その他）

- 第12条 許可申請は毎年度提出するものとし、その都度許可を得ること。
- 2 確定申告については、漏れがないように各自で行うこと。
 - 3 本運用について疑義が生じた場合は、その都度任命権者が決定するものとする。

（委任）

- 第13条 この要項の施行に関し必要な事項は、本会会長が定める。

附 則

この要項は、令和4年9月26日から施行する。

様式 1

令和 年 月 日

地域貢献活動応援制度許可申請書（兼変更許可・許可取下申請書）

小美玉市社会福祉協議会 事務局長 様

(申請者) 職 名
氏 名下記のとおり地域貢献活動に関する
許可を申請 ・ 変更許可を申請 ・ 許可取下を申請 します。(該当に○)

公益事業名 又は団体名	名 称	
	所在地	
従事する業務 (変更許可申 請の場合は、 変更後の業務 内容等)	職 名	
	業務内容	
	期間等	年 月 日 から 年 月 日 まで
	勤務時間	
	報 酬	年額 ・ 月額 ・ 日額 ・ 時間 円
その他参考事 項		

※ 関係資料があれば添付すること

様式 2

令和 年 月 日

地域貢献活動応援制度実績報告書

小美玉市社会福祉協議会 事務局長 様

(申請者) 職 名
氏 名

下記のとおり地域貢献活動について報告いたします。

1 許可通知の年月日 及び文書番号	許可年月日 年 月 日
	許可番号 号
2 活動実績	
活動内容の詳細 (活動日・活動場所)	
報 酬 (1月あたりの金額等)	
活動の成果 (いかに地域に貢献に つながったか)	
3 活動に伴う職務の遂行への支援，職務の公平性の確保，品位の確保について	
本来の職務の遂行への 支援の有無	
職員の占める職と， 当該活動先・団体との 関係性の有無	
職員の占める職の信用の 保持及び職全体の 名誉を損なう恐れの有 無	
4 その他参考事項	

※ 関係資料があれば添付すること

様式 3

令和 年 月 日

地域貢献活動応援制度許可書（兼変更許可・許可取下）

（申請者）職名

氏名

様

小美玉市社会福祉協議会
事務局長

下記のとおり地域貢献活動を 許 可 （ 却 下 ） します

公益事業名 又は団体名	名 称	
	所在地	
従事する業務	職 名	
	業務内容	
	期間等	年 月 日 から 年 月 日 まで
	勤務時間	
	報 酬	年額 ・ 月額 ・ 日額 ・ 時間 円
その他参考事項		